

介護老人保健施設 光生リハビリ苑 利用者約款(重要事項説明書)

第1条 (約款の目的)

介護老人保健施設光生リハビリ苑(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を保護する者(以下「保護者」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

- 1.本約款は、利用者が介護老人保健施設入所期間・利用者負担及び情報提供に関する同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保護者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2.利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び保護者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

第4条 (当施設からの解除)

当施設は、利用者及び保護者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ②当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④利用者及び保護者が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

第5条 (利用料金)

- 1.利用者及び保護者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2.当施設は、毎月20日以降に、前月分の請求書を発行しますので、利用者及び保護者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。引き落としでのお支払いの場合は、その月の27日に原則口座引き落としとさせていただきます。また、引き落とし手数料として100円徴収とさせていただきます。

す。入所契約時に口座振替依頼書にご記入の程宜しくお願い致します。振込によるお支払いについては、下記口座に振込送金してお支払い下さい。

3.当施設は、利用者及び保護者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

4.利用料等について

(1) 介護保険サービス費(別紙2)

(2) その他費用(別紙2)

5.振込銀行口座

中国銀行 岡山駅前支店 普通 1985106

カイゴロウジンホケンシセツ コウセイリハビリエン リジチョウ サノウカズオ

介護老人保健施設 光生リハビリ苑 理事長 佐能 量雄

第6条 (記録)

1.当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2.当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保護者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第7条 (身体の拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

第8条 (秘密の保持及び個人情報の保護)

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保護者若しくはその家族等に関する個人情報は適切に取扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

1.①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②居宅介護支援事業所等との連携

③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2.前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第9条 (緊急時の対応)

1.当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、下記の協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2.当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医

学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3.前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保護者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

4.併設医療機関、併設歯科医療機関について

併設医療機関の名所	光生病院
住所	岡山市北区厚生町 3-8-35
電話番号	086-222-6806
併設歯科医療機関の名称	光生病院 歯科
住所	岡山市北区厚生町 3-8-35
電話番号	086-222-6806

なお、緊急の場合には「同意書」及び「ご利用者別緊急時連絡関係者一覧表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

第 10 条（事故発生時の対応）

- 1.当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡をとるとともに、必要な処置を行います。
- 2.当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行えるようにしています。
- 3.当施設は、事故を起こさないように医療安全管理委員会を設置し、定期的に会議を行っています。

第 11 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 1.当施設は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとします。
 - (ア) 防止に関する責任者の選定
 - (イ) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (ウ) その他虐待防止のために必要な措置
- 2.当施設は、介護保健施設サービス提供に当たり、当該施設従業者又は擁護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

第 12 条（成年後見制度の活用支援）

当施設は、入所者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

第 13 条（褥瘡対策）

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

第 14 条（衛生管理等）

- 1.当施設は、従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めます。また、深夜勤務に就く者は年に 2 回以上の健康診断を実施するものとします。
2. 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必

要な措置を講ずるための体制を整備します。

第 15 条(非常災害対策)

当施設は、常に非常災害に備え機器を維持管理するとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、これを従事者に徹底を図り、2 回以上、非常災害想定訓練を実施します。

・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓

第 16 条(業務継続計画の策定等)

1.当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2.当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3.当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第 17 条 (職員の研修等)

当施設は従業者の資質向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させるものとします。

第 18 条 (要望又は苦情等の申出)

利用者及び保護者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当窓口に応じることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

<申出の窓口:事業所>

- | | | |
|--------|-------|--------------------------|
| 1.施設長 | 佐能 量雄 | 電話 086-222-2711(内線 6650) |
| 2.看護師長 | | 電話 086-222-2711(内線 6650) |

<申出の窓口:公共団体>

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1.岡山県国民健康保険団体連合会 | 電話 086-223-8811 |
| 2.岡山市事業指導課 | 電話 086-212-1014 |
| 3.運営適正化委員会 | 電話 086-226-9400 |

第 19 条 (賠償責任)

1.介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2.利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保護者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。当苑にて事故があった場合で医療を受けられた場合には、全て岡山市保健福祉局にご報告いたします。

第 20 条（利用契約に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令やその他諸法令に定めるところにより、利用者又は保護者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。